

第5回科学技術政策にかか る専門委員会 平成14年 6月26日	参 考 資 料 3-3
---------------------------------------	-------------------------

第4回知的財産戦略会議 資料3(平成14年6月14日)

知的財産戦略について 中間まとめ

平成14年6月13日

総合科学技術会議
知的財産戦略専門調査会

目 次

はじめに	3
I. 国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用.....	5
1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発	5
(1)知的財産情報の研究開発への利用	5
(2)知的財産情報と関連情報を融合したシステムの整備	6
(3)知的財産情報を活用した研究開発の推進	6
2. 研究開発成果の権利化・技術移転の促進	6
(1)特許出願・維持費用の確保(費用)	7
(2)知的財産の権利化・活用支援人材確保と体制整備(人材・体制)	8
(3)特許出願手続等の支援(手続)	9
(4)産業活力再生特別措置法第30条(日本版バイ・ドール条項)の適用の拡大	11
3. 産学官連携推進のための知的財産のあり方	12
(1)大学・公的研究機関における知的財産の取扱いの改善	12
(2)知的財産の権利化・移転の支援	13
4. 大学・公的研究機関が取り組むべき事項	15
II. 先端技術分野における知的財産の保護と活用	17
1. ライフサイエンス	17
(1)基礎から応用を見渡した適切な制度設計	17
(2)タンパク質の立体構造・機能解析の特許審査基準の国際調和等	18
(3)先端医療技術の特許化と関連する制度整備	19
(4)生命倫理に関わる知的財産のあり方	19
(5)利用関係の裁定実施権	20
(6)生物資源と知的財産のあり方	20

2. 情報通信	21
(1) 法制の総合的な見直し	21
(2) 国際標準の取得促進と機動的な特許審査	22
(3) インターネット上の国境を超えた知的財産侵害問題	22
(4) システム LSI の知的財産の保護	22
(5) 優れたコンテンツ創出等への支援	23
III. 知的財産関連人材の育成	24
1. 学校における知的財産教育の推進	24
2. 知的財産に関する専門家人材の育成	25
IV. 関連基盤の整備	26
1. 特許審査と知的財産訴訟	26
(1) 迅速・的確な審査	26
(2) 知的財産裁判の充実・迅速化	26
2. 著作権システムの充実	27
3. ノウハウ等の保護	28
4. 知的財産制度の国際的側面	28
5. 知的財産基本法	29
知的財産戦略専門調査会名簿	30

はじめに

《 科学技術システムへの知的創造サイクルの活用 》

科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)は、我が国が目指すべき国の姿と科学技術政策の理念を「新しい知の創造」、「知による活力の創出」、「知による豊かな社会の創生」とにまとめ、その国家理念を実現するために、先端技術分野等を中心に政府の研究開発投資を拡充することにより、優れた研究開発成果の創出に努めるとともに、その成果の保護・活用のための科学技術システムを改革することを定めている。

政府の研究開発投資の拡充に対応して、「知」の創造とその産業的活用を効果的に実現するには、国の科学技術システムにも、個人の意欲と市場の競争に基礎を置く知的財産制度のメカニズムである知的創造サイクルを活用することが有効である。第一に、知的財産制度のインセンティブ機能が研究者の創造意欲を更に高めることが期待されるからであり、第二に、研究成果が知的財産として法的に保護されることにより研究成果の事業化等の産業的活用が促進されるからである。

《 大学・公的研究機関における知的財産活用の体制等の整備 》

国の科学技術の振興に知的創造サイクルを活用し、研究成果の事業化を効率的に進める上で重要なことは、大学・公的研究機関における研究開発のテーマ設定からその成果の実用化に至るまでの幅広い段階において適切な産学官連携を進めることである。そのためには、特に、大学・公的研究機関において、知的財産重視の気風を醸成し、そのための手続、体制等を整備し、人材を配置し、もって当該機関が主体的に知的財産を活用することができる環境を整えることが必要である。また、企業においても、知的財産とされた研究開発の成果を活用すべく、意識の醸成、人材の配置、体制の整備等を行い、積極的な対応を図ることが必要である。

《 技術革新に対応した知的財産制度の見直し 》

その一方で、国の科学技術システムに基づく研究開発の成果を知的財産という「国富」として最大化することができるように、知的財産制度とその運用を常に点検し、急速な技術革新等の環境変化に対応して機動的に見直しをする戦略的視点も必要である。特に、国の研究開発資金が重点的に投入されるライフサイエンス等先端技術分野を中心に、知的財産保護のあり方を産学官あげて戦略的に設計することは急務の課題である。

《 先導的・戦略的な知的財産戦略への転換 》

今後の我が国の知的財産戦略の課題は多岐にわたるが、その戦略の基本的な方向としては、米国の知的財産政策への追随あるいは米国企業の特許攻勢からの防衛という受身的な姿勢から脱却し、科学技術の革新による「知」の創造と活用により国際経済の安定的発展と世界の人々の生活の質の向上に貢献し、国際的地位にふさわしい国の姿を実現することを目指して、「知」の国際競争に勝ち抜いていくという先導的・戦略的姿勢に転換することが肝要である。

「知」の国際競争とは、限られた資源の国家間の奪い合いではなく、人の創造力という無限の資源に基づく競い合いである。また、知的財産制度とは、「知」の独占のためにあるのではなく、「知」の創造の競争を促し、その社会的活用を図るためにある。このような「知」の創造と活用のための公共政策としての知的財産制度を世界の各国が整備することにより、「知」とそれに基づく財やサービスが国境を越えて流通し、それを通じて途上国の発展や世界経済の活性化に寄与することができる。

このように、科学技術の革新により「知のフロンティア」が限りなく拡大する中で、我が国の科学技術のポテンシャルを現実の産業競争力に反映し、国際経済の安定的発展に貢献することを目指して、独創的な発明の創造と活用を支援する知的財産政策を推進することは、今後の我が国にとって最も重要な国家戦略の1つである。

I. 国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用

5年間の政府研究開発投資の総額規模を約24兆円とする際に、これに見合った成果をあげるためには、知的財産を戦略的に確保し、活用することが必要である。

知的財産の創出に向けた活動は、研究開発の立案段階から始まる。より効果的な投資を行うため、研究開発現場における課題の選定から実施、評価に至る過程において、知的財産情報の活用が望まれる。また、大学の公的研究機関においては、研究成果を社会に還元するため、研究成果の権利化と活用に積極的に取り組むことが求められる。特に、こうした機関において生まれた研究成果の活用を図るため、産学官連携の推進に向けた取組みが必要である。

政府は、こうした大学・公的研究機関の活動を支えるべく、①費用、②人材・体制、③手続の面で抜本的な改善を図ることが必要である。

1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発

研究開発現場において、研究課題の選定、実施及び評価の各段階で知的財産情報を活用し、効果的に研究開発を行うことが重要である。特に、特許情報は権利情報であると同時に、技術情報としても重要な情報である。そこで、特許情報等の知的財産情報を活用するための仕組みを整え、環境を整備することが必要である。

(1) 知的財産情報の研究開発への利用

○ 大学・公的研究機関及び産業界においては、研究開発の実施段階でも、現場の研究者がより一層特許情報を効果的に活用できるように、特許情報の検索のためのシステムを整備することとする。同時に、特許情報活用のための情報を研究者に提供することも必要である。

(2) 知的財産情報と関連情報を融合したシステムの整備

- 研究開発を進める上で知的財産情報の活用を促進する観点から、研究者が特許文献を参考文献として利用できるように検索環境を整備する。さらに、論文等を検索するためのシステムと特許検索システムをリンクすることにより、研究者が特許情報とそれに関連した技術情報を容易に検索できるシステムを整備する。

(3) 知的財産情報を活用した研究開発の推進

- 総合科学技術会議及び科学技術政策関連府省は、国内外の特許情報を活用する。特に、「分野別推進戦略」（平成13年9月）の見直しなど、研究開発の重点課題の具体的選定に当たっては、研究者の自由な発想と基礎科学研究の重要性にも配慮しつつ、特許情報（権利情報）から見た研究成果の産業化可能性等も視野に入れることとし、もって、研究開発の「選択と集中」を図る。
- このような目的のために、総合科学技術会議等と特許庁は、知的財産情報の活用に関し、連携を強化する。また、必要に応じて、民間シンクタンク等による知的財産情報の調査・分析等も有効に活用すべきである。

2. 研究開発成果の権利化・技術移転の促進

大学・公的研究機関における研究成果の社会還元的手段として、特許と論文は対立関係にあるものではない。特許と論文は、同様に重要である。特許は、発明の実施を促し、産業の創出と雇用の拡大をもたらす点で、社会貢献の手段となる。そのため、大学・公的研究機関は、研究成果の権利化と活用に積極的に取り組むことが必要である。また、大学・公的研究機関の研究者には、特許の重要性をよく自覚し、研究成果の権利化とその活用に積極的に取り組むことが求められる。

かかる大学・公的研究機関の特許の公益的使命から、政府は、大学・公的研究機関の研究者が特許を漏れなく、無駄なく出願することができるように、①費用、②人材・体制、③手続の面で抜本的な改善を図ることが必要である。あわせて、研究開発成果の活用を促進するために、産業活力再生特別措置法第 30 条(いわゆる日本版バイ・ドール条項)の適用拡大などが必要である。

(1)特許出願・維持費用の確保(費用)

《国内外への特許出願・維持費用の確保》

- 大学・公的研究機関において生まれた発明については、TLO を活用すること等も含めて、原則、機関帰属(国立大学については法人化にあわせて実施)とすることとし、政府は 特許出願の明細書作成費用・弁理士費用、更に翻訳費用を含む海外出願・国際出願(PCT 出願)の費用、特許維持費用等を大学・公的研究機関・TLO が手当てできるよう、必要十分な予算を確保する。
- その際、国内特許出願のみでは、将来ライセンスを受ける者にとって、国際戦略上、不十分であることをも勘案し、必要と評価されるものは海外への特許出願を手当てすることが必要である。
- あわせて、研究開発の時期と特許関連費用の支払い時期は数年ずれることから、必要な特許関連費用の予算措置のあり方を検討する。
- また、国立大学の法人化前であっても、TLO を活用すること等により個人帰属の特許活用を図ることとし、その際、近年、特に問題となっている海外出願・国際出願(PCT 出願)に関する費用についても早急に対応を図る。
- 私立大学における特許関連費用についても、国の資金に基づく研究開発の成果の特許化については、可能なかぎり、予算措置を講ずる方向で検討を進める。

《適切な評価・検討体制の整備》

- 大学・公的研究機関においては、費用の組織負担にともない、コスト意識のない出願の増大等が起きることがないように適切な評価体制を整備することが必要である。また、どの国に特許出願すべきかという検討を含めた特許出願から維持に至る検討体制の整備も必要である。一方、いたずらに厳密な評価・検討手続が研究者の出願意欲や迅速で柔軟な活動を妨げることがないように配慮することも必要である。

《大学等に対する特許関連費用の取扱い》

- 独立行政法人化する研究開発型特殊法人や法人化後の国立大学に係る適切な特許関連費用のあり方について、既存の独立行政法人に係る特許関連費用の取扱いも含めて検討する。

(2)知的財産の権利化・活用支援人材確保と体制整備(人材・体制)

《知的財産の権利化支援人材の適正配置と体制整備》

- 研究機関においては、科学技術とビジネスと知的財産に明るい人材(コーディネーター等)を研究者の身近に適正配置するよう努める。
- 研究開発の実施段階から知的財産の発掘・権利化支援を行うため、大学・公的研究機関は、弁理士・民間の専門家を活用する(文部科学省・特許庁が実施する専門家派遣支援事業を活用する)などして、知的財産管理機能を有する組織体制を主体的に整備する。その整備を政府は支援する。
- 法人化後の国立大学等におけるTLO活動が硬直的な対応とならないよう弾力的、機動的な活動とするため、専門家を活用し、民間の活力を生かした組織設計を検討する。

《事務職員等の知的財産管理能力の向上》

- 研究者の知的財産に対する理解と意識の向上を図り、事務職員等の

知的財産管理能力を高めるために、知的財産に関する各種セミナー等により啓蒙活動を行う。

《 知的財産を評価指標に採用》

- 大学・公的研究機関においては、研究者の評価の際に特許を評価指標の一つにすることについて検討が必要である。その際、特許の活用状況等特許の内容について評価することが必要である。

《 技術移転事業専門家、創業支援人材の確保》

- TLOの技術移転及び創業支援機能の強化のために、技術移転事業専門家のさらなる確保及び大学発ベンチャーの創業支援を担う人材のさらなる確保を図る。

《 大学・公的研究機関における技術移転情報等の発信機能の強化》

- 大学・公的研究機関は、開放特許情報を含む技術移転情報等の研究成果を広く発信する機能を強化する。また、技術移転の際の研究者による技術指導や相談機能を強化する。

《 技術移転の人及び情報のネットワーク化の促進》

- 大学・公的研究機関は、民間を含む TLO 等と連携・協力して、技術移転に関する人及び情報のネットワーク化を進め、技術移転の活性化を図る。

(3)特許出願手続等の支援(手続)

《 研究者への出願書類作成負担の軽減》

- 大学・公的研究機関の研究者の出願書類作成負担を軽減するため、論文形式の仮出願制度の導入を求める声の一部にある。しかし、この制度はそもそも先発明主義の米国において独特な制度であって、これを我が国で導入するには先願主義の理念との整合性等の観点から慎重に検討する必要がある。一方で、研究者の出願書類作成負担を軽減するために、TLOの活用又は支援体制の充実を図る。

《 早期出願 》

- 大学・公的研究機関の研究者は、論文発表の前に、権利関係の所要の調査を行い、迅速な特許出願を行うことが重要である。
- また、先発明主義をとる米国での特許の取得を意識しつつ、日頃から実験ノート等の的確な記録に努め、あわせて、第三者による確認を得ておくことも重要である。

《 グレースピリオド 》

- グレースピリオド（論文発表が自己の発明の新規性を失わせないための出願猶予期間）については、我が国の場合、6か月であり、その対象は学会等における発表だけでなく、大学における発表（大学への適用は平成13年12月より）にも適用されている。これにより、自己の論文発表で自己の出願の新規性等を失うことはないが、その間の他者の出願を排除することはできないので、早期出願は重要である。
- また、欧州では適用範囲が博覧会における発表等に限定されており、日本国内の大学等における発表で自己の欧州出願の新規性等を失うことがある。このために、大学・公的研究機関の研究者は、欧州で特許を取得する場合、十分な注意を払うことが必要である。
- 政府においては、グレースピリオドの期間及び適用対象・条件等に関する国際的な調和を追求する。

《 「早期審査」の周知徹底 》

- 大学・公的研究機関、中小企業等に特に認められた特許出願の「早期審査」の手続等については、その周知徹底を図る。

(4)産業活力再生特別措置法第 30 条(日本版バイ・ドール条項)の適用の 拡大

《日本版バイ・ドール条項を全ての委託研究開発制度に適用》

- 知的財産の戦略的権利化、事業の促進を図るため、国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属することが出来るという、産業活力再生特別措置法第 30 条(いわゆる日本版バイ・ドール条項)を平成 14 年度中に、各省庁の全ての委託研究開発制度に適用する。

《日本版バイ・ドール条項の適用範囲の拡大と米国並の運用の導入》

- あわせて、米国バイ・ドール条項(米国特許法第 200 条)が産学官連携の促進など、競争力強化に向けたプロパテント政策として大きな役割を果たしたことに鑑み、日本版バイ・ドール条項が我が国においても産学官連携の促進に更なる効果を発揮できるよう、次の措置について検討する。
 - 国立大学の法人化後においては、日本版バイ・ドール条項の適用により、大学への知的財産権の帰属を促進し、大学における特許等の一元管理と活用の促進を図る。
 - 委託研究を除くソフトウェアの開発事業(政府の情報システム整備に関わるソフトウェア請負開発など)について、その成果物に伴う知的財産権の帰属について、民間等における契約慣行等を踏まえつつ必要な措置が講じられるようにする。
 - 米国バイ・ドール条項(米国特許法第 200 条以下)には、国内生産者重視の立場から、「権利者が使用・販売のための独占的ライセンスを海外で製品を生産する第三者に付与することについて、各省が審査を行う」旨の規定¹があるが、その運用状況を見ながら、我が国もこれに準じた仕組みを導入する。

¹権利者本人が海外で製品を生産して米国内で販売することに制約はない。

3. 産学官連携推進のための知的財産のあり方

大学・公的研究機関は、産学官連携・特許情報の分析等を通じて産業界のニーズを把握し、そのニーズをも踏まえた研究開発を推進することが必要である。そのため、科学技術基本計画（平成13年3月）が述べているように、特許等の知的財産を個人帰属から機関の管理に転換することによる活用促進を進める。また、研究資金の獲得や発明者へのインセンティブなどの観点とともに、機関で生まれた研究成果の活用を通じた社会への積極的貢献という観点から、知的財産の活用に努める必要がある。

同時に、大学・公的研究機関の知的財産権を活用してビジネスを展開する企業は、機関が所有する知的財産権の情報に主体的にアプローチするなど、機関との連携をより積極的に進める必要がある。

(1) 大学・公的研究機関における知的財産の取扱いの改善

《 発明規程の整備 》

- 特許等の知的財産を個人帰属から機関の管理に転換するに当たって、権利を機関へ帰属させるための手続等を定めた発明規程を整備する。
- その際、発明者（研究者）が機関に権利を譲渡・移転することの代償に十分な経済的利益の配分を受けられることができるように配慮する。

《 研究マテリアルに関する帰属 》

- 大学・公的研究機関で創出される有形の研究マテリアル（たとえば、微生物、実験動物等）にかかる権利の帰属、移転、利益配分、その他の取扱いについても、文部科学省の「研究開発成果の取扱いに関する検討会」において本年5月にとりまとめられた検討結果などを参考にしてこれを定める。